

第2章 不当労働行為の審査

第1節 不当労働行為の審査の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

令和7年中に取り扱った不当労働行為事件は364件で、このうち前年からの繰越事件が292件、新規係属事件が72件であった（資料<統計表>第22表）。

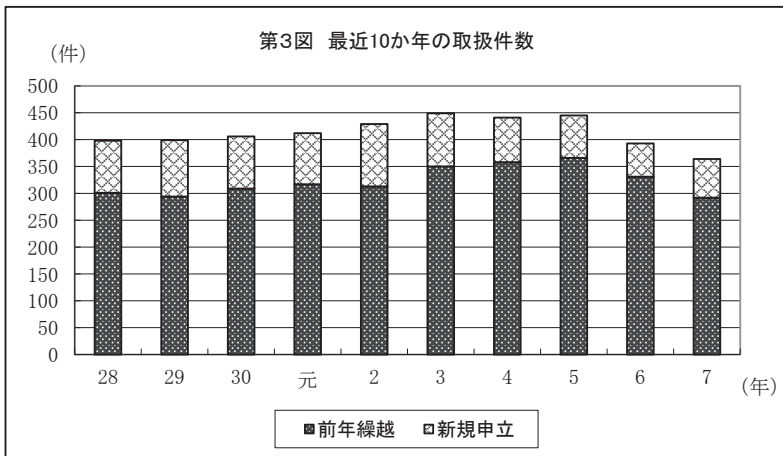
(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は29件減少し、新規係属件数は10件増加した。

(3) 最近の取扱状況比較

最近10年間をみると、取扱件数は360～450件程度、新規係属件数は60～100件程度で推移している（第3図）。

なお、令和7年の新規係属事件72件のうち、合同労組のみからの申立事件数は57件で、79.2%を占めている（資料<統計表>第27-1表）。

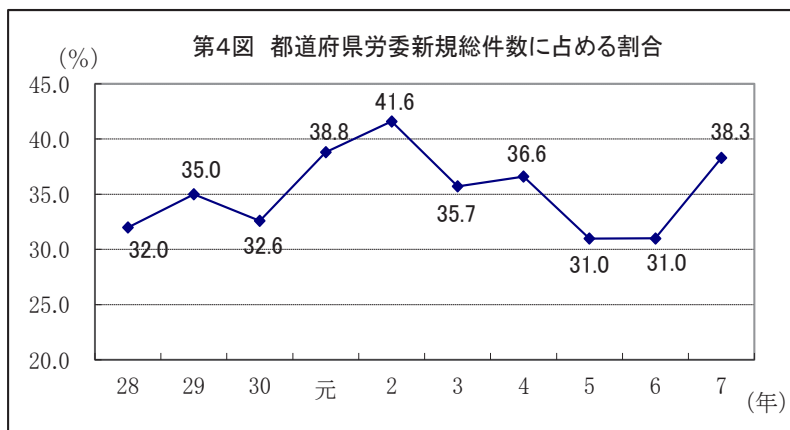


2 新規係属状況

(1) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和7年の全国都道府県労委の新規係属総件数は188件であった。

当委員会の新規係属件数72件を全国比でみると、38.3%となっている（第4図、資料<統計表>第23表）。



(2) 申立人

ア 申立人別係属状況

申立人別では、「当該組合からの申立」が59件（81.9%）で最も多く、次いで「組合・上部組合」が8件（11.1%）となっている（資料<統計表>第24表）。

イ 加盟上部団体系統別係属状況

組合申立て70件の上部団体加盟の有無をみると、加盟しているものが42件（60.0%）、加盟していないものが28件（40.0%）となっている（資料<統計表>第28表）。

上部団体に加盟している組合を系統別にみると、連合系19件（45.2%）、全労連系15件（35.7%）、全労協系を含むその他8件（19.0%）となっている。（資料<統計表>第29表）。

(3) 別組合の併存状況

組合申立て70件について、同一企業内に併存する組合の有無をみると、「有」14件（20.0%）、「無（不明を含む）」56件（80.0%）となっている（資料＜統計表＞第27-2表）。

(4) 被申立人

新規係属事件について、雇用契約の直接の当事者でない者が救済申立ての相手方とされている等の事情が窺われる事件がある。

親会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
関連会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
請負契約の関係にある会社を被申立人とする事件・・・・・・ 1件
業務委託契約の関係にある会社を被申立人とする事件・・・・ 1件
雇用主に業務を委託する会社を被申立人とする事件・・・・・・ 1件
不採用となり雇用関係に至らなかった会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
雇用主の経営に関与する会社を被申立人とする事件・・・・・・ 1件
個人が労働組合を被申立人とする事件・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件

(5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、「1,000人以上」が19件（26.4%）でも多く、次いで、「49人以下」が15件（20.8%）となっている。従業員299人以下の中小企業に係る救済申立ては28件（38.9%）となっている（資料＜統計表＞第26表）。

(6) 産業別係属状況

産業別にみると、「運輸・郵便業」が13件（18.1%）と最多で、「サービス業」が12件（16.7%）と続いている（資料＜統計表＞第31表）。

(7) 労働組合法第7条該当号別係属状況

申立内容を労働組合法第7条の該当号別でみると、使用者の行為が「2号に該当」が60件（83.3%）で最も多く、次いで「3号に該当」が44件（61.1%）、「1号に該当」が26件（36.1%）となっている（資料＜統計表＞第30表）。

(8) 調整における打切・取下後の不当労働行為救済申立て

新規係属事件72件のうち、当委員会の調整における打切・取下後に同一事案に係る不当労働行為救済申立てのなされた事件が9件あった。これらの事件の調整における調整内容は、解雇や雇止めの問題などに係る団交促進であった。

3 審査状況

(1) 審問等実施状況

令和7年の当委員会における審査等の実施状況をみると、「調査」513回、「審問」35回、「和解」5回、「その他（立会団交、事情聴取、打合せ等）」302回となっている。（資料＜統計表＞第33表）。

(2) 当事者の追加

令和7年に、申立書に当初記載されていた者の他に、当事者が追加された事件は2件であった。

(3) 申立ての承継

令和7年に、申立人の死亡等により申立てが承継された事件はなかった。

(4) 公益委員の除斥・忌避

令和7年に、公益委員の忌避の申立てがされた事件はなかった。

(5) 審査の実効確保の措置申立て

ア 申立状況

令和7年には当事者から審査の実効確保の措置申立てが7件あり、全てが労働者側からの申立てであった。

イ 措置

上記申立てについて、労働委員会規則第40条の定めによる勧告を行ったものはなく、文書による要望を行ったものが0件、口頭による要望を行ったものが1件あった（第2表、資料＜統計表＞第38表）。

第2表 審査の実効確保の措置申立て・措置一覧

| | 事件番号 | 申立年月日 | 申立人 | 申立内容（要旨） |
|---|------|---------|-----|---|
| | | 措置年月日 | | 措置内容 |
| 1 | 6不43 | 7.4.4 | 労 | 組合員Xの雇用保険、社会保険及び中小企業退職金共済の資格喪失手続を行わないこと。 |
| 2 | 7不20 | 7.4.21 | 労 | ① 雇用を希望する組合員らを雇い入れること。 ② 採用基準及び採用拒否の具体的な理由を明らかにすること。 |
| 3 | 7不32 | 7.6.25 | 労 | 組合員X1及びX2に対し、令和7年6月12日付けで命じた担当エリア、担当する病院及び施設の変更を行わないこと。 |
| 4 | 6不41 | 7.8.12 | 労 | 組合員Xの令和4年1月1日から6年11月末日までの勤怠記録及び作業記録を開示すること。 |
| | | - | | 7年10月14日、措置しないことを決定した。 |
| 5 | 7不45 | 7.8.25 | 労 | 組合員Xに対する懲戒処分を行わないこと。 |
| | | 7.12.23 | | 審査委員は、双方に対し、口頭で要望を行った。 |
| 6 | 7不45 | 7.11.4 | 労 | 組合員Xに対して、追加の懲戒処分を行わないこと。 |
| | | 7.12.23 | | No.5参照 |

| | 事件番号 | 申立年月日 | 申立人 | 申立内容（要旨） |
|---|------|---------|-----|--|
| | | 措置年月日 | | 措置内容 |
| 7 | 7不61 | 7.11.27 | 労 | <p>① 被申立人は、令和7年12月31日をもって終了するとした申立外会社との間の業務委託契約打切りの効力を東京都労働委員会の救済命令の確定又は和解成立までの間停止すること。</p> <p>② 被申立人は、救済命令確定又は和解成立までの期間、申立外会社に所属する労働者27名の業務従事を従前どおり継続させ、業務委託契約の延長に協力すること。</p> <p>③ その他、東京都労働委員会が審査の実効性確保のために必要と認める措置。</p> |

(6) 物件提出命令

令和7年に物件提出命令の申立てがされた事件は1件であり、命令の必要がないと判断され終結した。

(7) 証人等出頭命令

令和7年に証人等出頭命令の申立てがされた事件はなかった。

(8) 審査の期間の目標達成状況

ア 審査の期間の目標

原則として1年6か月とする（平成20年1月1日から実施。なお、17年1月1日から19年12月31日までは目標期間を2年としていた。）。

イ 目標の達成状況

平成20年1月1日以降の新規申立事件1,826件のうち、令和7年12月末までに終結した事件は1,651件であり、このうち1年6か月以内で終結したものは1,064件であった。また、終結事件1,651件に係る平均処理日数は499.9日であった（第3・4表）。

第3表 新規申立・終結状況（20年1月1日以降）

| | 新規申立 | 終結計 | | | | 未終結 | | |
|-----------|-------|--------|-------|-------|-------|-----------|-----|----|
| | | 取下・和解計 | | 命令・決定 | | うち1年6か月経過 | | |
| | | 取下 | 和解 | | | | | |
| 件数(件) | 1,826 | 249 | 1,044 | 1,293 | 358 | 1,651 | 175 | 98 |
| 平均処理日数(日) | — | 396.8 | 390.9 | 392.0 | 889.7 | 499.9 | — | — |

第4表 終結事件の処理日数別内訳

| | 終結計 | | | | |
|-------------|--------|-----|-------|-------|-------|
| | 取下・和解計 | | | 命令・決定 | |
| | 取下 | 和解 | | | |
| 6か月以内 | 88 | 362 | 450 | 1 | 461 |
| 6か月超～1年以内 | 57 | 287 | 344 | 10 | 354 |
| 1年超～1年6か月以内 | 49 | 167 | 216 | 43 | 259 |
| 1年6か月以内計 | 194 | 816 | 1,010 | 54 | 1,064 |
| 1年6か月超 | 55 | 228 | 283 | 304 | 587 |

《参考》 審査の期間の目標を2年としていた時期の新規申立事件の処理状況(17年1月1日から19年12月末までの新規申立て)

審査の期間の目標を2年としていた時期(17年1月1日(改正労働組合法施行日)から19年12月末まで)の新規申立事件の処理状況は、以下のとおりである。

この間の新規申立事件304件のうち、令和7年12月末までに終結した事件は274件であり、このうち2年以内で終結したものは207件であった。また、終結事件274件に係る平均処理日数は597.4日であった。

(参考-1表) 新規申立・終結状況

| | 新規申立 | 終結計 | | | | | 未終結 |
|-----------|------|--------|-------|-------|---------|-------|-----|
| | | 取下・和解計 | | | 命令・決定 | | |
| | | 取下 | 和解 | | | | |
| 件数(件) | 304 | 30 | 183 | 213 | 61 | 274 | 30 |
| 平均処理日数(日) | — | 552.2 | 468.0 | 479.8 | 1,007.7 | 597.4 | — |

(参考-2表) 終結事件の処理日数別内訳

| | | 終結計 | | | | |
|-------------|--|--------|-----|-----|-------|-----|
| | | 取下・和解計 | | | 命令・決定 | |
| | | 取下 | 和解 | | | |
| 6か月以内 | | 14 | 38 | 52 | 0 | 52 |
| 6か月超～1年以内 | | 7 | 51 | 58 | 6 | 64 |
| 1年超～1年6か月以内 | | 2 | 46 | 48 | 9 | 57 |
| 1年6か月越～2年以内 | | 2 | 20 | 22 | 12 | 34 |
| 2年以内計 | | 25 | 155 | 180 | 27 | 207 |
| 2年超 | | 5 | 28 | 33 | 34 | 67 |

4 終結状況

(1) 終結件数・終結率

令和7年の取扱件数364件のうち、82件が終結した。終結件数は前年に比べて19件減少した（資料<統計表>第22表）。

(2) 終結区分

終結した82件について、終結区分をみると、命令・決定件数は30件となっており、その内訳は、「全部救済」9件、「一部救済」7件、「棄却」10件、「却下」4件である。また、命令・決定以外では、「関与和解」31件、「無関与和解」10件、「取下」11件となっている（資料<統計表>第22表）。

(3) 所要日数

ア 所要日数区分別の状況

終結区分別にみた所要日数の分布状況は、第5表に示すとおりである。

第5表 終結事件所要日数区分布

| 終結 区分 日数 | 総 数 | 全 部 救 済 | 一 部 救 済 | 棄 却 | 却 下 | 関 与 和 解 | 無 関 与 和 解 | 取 下 |
|----------------|--------|------------------|------------------|--------|--------|------------------|-----------------------|--------|
| 総数 | 82 | 9 | 7 | 10 | 4 | 31 | 10 | 11 |
| 49日以内 | 1 | - | - | - | - | - | - | 1 |
| 50～99日 | 5 | - | - | - | - | 3 | 1 | 1 |
| 100～299日 | 16 | - | - | - | - | 8 | 4 | 4 |
| 300～499日 | 10 | 1 | - | 1 | - | 6 | 1 | 1 |
| 500～699日 | 13 | - | 1 | 2 | - | 9 | - | 1 |
| 700～999日 | 11 | 5 | 1 | 1 | - | 1 | 2 | 1 |
| 1000～1499日 | 13 | 1 | 2 | 2 | - | 4 | 2 | 2 |
| 1500日以上 | 13 | 2 | 3 | 4 | 4 | - | - | - |

イ 所要日数の平均・最短・最長

終結までに要した日数の平均・最短・最長は第6表に示すとおりである。令和7年の終結事件に係る平均所要日数は、1,039.2日となっている。

第6表 終結事件所要日数平均・最短・最長

| 終結 区分 | 所要 日数 | 平均 | 最短 | 最長 | 件数 |
|----------|----------|---------|-------|-------|----|
| 総数 | | 1,039.2 | 43 | 8,101 | 82 |
| 全部救済 | | 1,081.4 | 452 | 2,206 | 9 |
| 一部救済 | | 1,290.9 | 664 | 1,935 | 7 |
| 棄却 | | 1,131.0 | 390 | 1,863 | 10 |
| 却下 | | 7,513.8 | 6,946 | 8,101 | 4 |
| 関与和解 | | 476.1 | 72 | 1,378 | 31 |
| 無関与和解 | | 498.3 | 95 | 1,238 | 10 |
| 取下 | | 485.4 | 43 | 1,389 | 11 |

5 不服申立ての状況

令和7年中に当委員会が発した命令・決定書の本数は29本であった。なお、命令・決定による終結事件数は30件である。

これに対して、再審査あるいは行政訴訟が提起されたものは令和8年1月末現在19本となっており、命令・決定に対する不服申立率は65.5%であった（第7・8表）。

第7表 命令・決定の不服申立状況

| 区 分 | 本 数 |
|-------------|-------|
| 命 令 ・ 決 定 書 | 29 |
| 不服申立数 | 19 |
| 再審査申立て | 17 |
| 労働者側のみ | 9 |
| 使用者側のみ | 7 |
| 双方 | 1 |
| 行政訴訟提起 | 2 |
| 労働者側のみ | 0 |
| 使用者側のみ | 2 |
| 双方 | 0 |
| 不服申立率 | 65.5% |

(注) 不服申立率 = (再審査申立て又は行政訴訟提起があった命令・決定書の本数) ÷ (命令・決定書総本数)